

関西広域連合 直売所間交流に係るマッチング実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、JA等が運営する直売所の集客増加とエリア内特産農林水産物の消費拡大を図るため、関西広域連合広域産業振興局農林水産部（以下、農林水産部という。）が行う、直売所間の人と物の交流の実施希望と受入希望のマッチングに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、直売所とは、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合及び市町村等が開設し、地場産農林水産物等を直接仕入れ販売している常設の店舗をいう。

（委託業者の選定）

第3条 農林水産部事務局は、効率的かつ円滑なマッチングを進めるため、公募により交流イベントに精通した者を選定し、本事業を受託させるものとする。

（マッチングの実施）

第4条 実施手順等

- 1 他府県での交流を実施したい直売所は、要望調査票（様式第1号）を作成し、当該直売所が所在する構成府県市に提出する。
- 2 構成府県市は、直売所から提出された要望調査票を取りまとめ、実施希望リスト（様式第2号）を作成し、農林水産部事務局を経由して委託業者へ提出する。
- 3 委託業者は、提出された実施希望リストに基づき、受入先の店舗と調整のうえ、交流のマッチングを行い、その結果を当該直売所が所在する構成府県市に対し、通知する。
- 4 通知を受けた構成府県市は、当該直売所にマッチング結果を報告する。
- 5 直売所間交流を行う場合は、構成府県市より交流を希望する直売所へ「のぼり」を貸与する。
- 6 交流を実施する直売所は、販売員を派遣して対面販売を行うものとし、その実績を委託業者に対して報告をするものとする。

（委託契約）

第5条 直売所間交流に関する委託契約の詳細については、別に定めるものとする。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、当該事業の実施につき必要な事項については、別に定める。

附則 この要領は、平成26年4月11日から施行する。

附則 この要領は、令和2年3月6日から施行する。

附則 この要領は、令和6年3月22日から施行する。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

記入例

関西広域連合 直売所間交流 要望調査票

○ 直売所名： _____

○ 住 所： 〒 _____

○ T E L： _____

○ F A X： _____

○ 担 当 者： _____

○ 販売可能な特産農林水産物（品目・量）

品目：温州みかん 量：〇〇kg 又は〇〇箱

○ 実施希望日時 第1希望 11月下旬午後(水曜日以外)
第2希望 10月上旬午前

○ 実施を希望する府縣市名・直売所名
第1希望 〇〇県〇〇市〇〇直売所
第2希望 〇〇府〇〇市

○ 交流イベントで実施可能な内容
内容希望 〇〇の無料配布 果実の試食など

○ その他 （その他、ご質問・ご希望等ご記入ください）

- ※ マッチングによって実施不可となる場合もあります。
- ※ 希望府縣市における直売所は、希望の受入直売所とならない場合もあります。
- ※ 交流の際には必ず販売員を派遣して対面販売をすることが条件となります。
- ※ 交流の際には広域連合の「のぼり」を掲示し、写真等の実績報告をして頂きます。
- ※ 販売方法等の詳細は直売所間で決めることとし、関西広域連合は責を負わないものとします。

